

令和3年6月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	先崎温容
委員会開催日	令和3年7月1日（木）
所属委員	[副委員長]坂本竜太郎 [委員] 山内長 渡邊哲也 大橋沙織 大場秀樹 高野光二 今井久敏 宗方保



先崎温容委員長

農林水産委員会

- (1) 知事提出議案：可 決…4件
：承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

- (2) 議員提出議案：否 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(7月 1日 (木))

大橋沙織委員

農2ページ、福島県風評・風化対策強化戦略事業について、国が海洋放出の方針を決定したが、我々は海洋放出すべきではないと思っており、それを前提として4のふくしまの園芸人育成・魅力発信事業の内容を聞く。

園芸課長

園芸品目は、高度な技術や多くの労働時間を要する分野であるため、園芸産地の維持や発展には、県内外から多くの担い手を確保する必要があると考えている。今般の処理水海洋放出決定により、本県に対し新たな風評被害が懸念されることから、当該事業では、具体的な作業や地域のサポートの様子などを動画に取りまとめ、本県における園芸経営の魅力ややりがいを感じる情報を広く発信したいと考えている。具体的には、本県の主な10品目について動画に収めウェブサイト等を制作するほか、就農フェア等での発信を予定している。

大橋沙織委員

担い手確保のための発信と理解した。県内でも農家の高齢化等があるため、ぜひ積極的な情報発信を願う。

農2ページ、福島県風評・風化対策強化戦略事業の3、ふくしま米生産情報発信事業も、安全性なども含めた情報発信を動画やパンフレットにより行うことだと思うが、内容を聞く。

また、コロナ禍での米余りも含めて、動画での情報発信と併せて県産米を食べてもらうことも1つの風評・風化対策になると思うが、その点についてはどうか。

水田畑作課長

まず、事業の概要について説明する。ALPS処理水の処理方針の決定により、さらなる風評が本県産米の米価下落を助長する懸念があるため、集荷業者及び販売事業者と連携し、県内外の米の流通販売事業者に向け、本県産米の魅力と正しい産地情報を発信することにより、風評拡大を未然に防ぐことを目的としている。具体的には、本県産米の生産地での特色ある取組や安全・安心のための取組、動画やパンフレットの作成、ウェブサイトへの掲載により、流通販売段階での担当者であるバイヤーに訴求することで、産地の情報を分かりやすく伝え、販路の確保につなげていく事業であり、県のオリジナル品種の紹介やGAPの取組、リモートセンシング等の先端技術の取組、全量全袋検査、モニタリング検査、安全・安心の取組などを紹介、取材、撮影した動画やパンフレット等を作成し、バイヤーに伝えていきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により米の需要、とりわけ中食や外食向けの需要が落ち込んでいる。本県では中食や外食向け販売が多いためその影響を大きく受けていることから、そのようなところにも訴求できるよう当該事業を展開していく。

大橋沙織委員

さらなる余剰米の消費拡大に振り切ってもよいと思っている。県が米を一部買い上げ県外に安全性を発信し、本県産米を食べてもらうことも農家支援の1つになると思うため、重ねて要望する。

農2ページ、中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）について、昨年度は喜多方市と只見町が実施しているとのことだったが、今年度の該当市町村はどこか。

農村振興課長

中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）の中の小事業を今回の補正予算で計上している。中山間地域所得確保推進事業という国の事業で、500万円を上限として定額補助を行っており、対象地域は埴町、三島町、玉川村の3町村である。中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）は、今年度は喜多方市、伊達市、埴町、玉川村、只見町の5市町村で実施を予定している。

今井久敏委員

農4ページ、防災重点農業用ため池評価事業について、郡山市の枇杷沢池というため池では重点ため池の指定に向けて、県中農林事務所、郡山市役所職員、地元の地権者などを対象とした説明会が行われた。その中で、国、県、市町村が50対21対29という負担割合が示され、地元負担ゼロと聞き大変喜んだが、枇杷沢池など一部だけでなく、郡山市全体としても同様に地元負担はないのか。

農村計画課長

防災重点農業用ため池の防災工事の実施による負担割合について、今回枇杷沢池は県営事業での実施を予定しているため、負担割合は国が50%、県が34%、市町村が16%である。一方、団体営事業の場合は、県が21%、市町村29%である。県、市町村の負担に係る地方財政措置について、公共事業等債で起債充当率90%、交付税措置率を通常20%から45%に引き上げる国の拡充がなされている。そのため、今般、郡山市においては、市の財政状況を考慮したこと及び公共性が高く近年の自然災害を踏まえた緊急対策であることから、受益者負担を求めないことにした。また、他市町村においては、市町村の財政状況や、過年度に行われた整備地区との平等性等を鑑みながら検討されるが、緊急対策の趣旨を踏まえ、受益者の負担を求めないように促していきたい。

今井久敏委員

郡山市が団体営事業の負担割合で実施していると理解した。

多数の防災重点ため池を指定しているため、各市町村の意見があり、中には地元負担がある市町村も出てくる。その場合、時限立法で10年の間に実施しなければならない事業であることも踏まえ、地元負担をできるだけ軽減するよう検討願う。

農村計画課長

県内に指定されている1,414か所の防災重点農業用ため池において、劣化状況、豪雨地震耐性評価等などの実施により、防災工事の必要性について今後検討する。防災工事を県が実施することにより、市町村負担は団体事業よりも13%程度軽減されるため、市町村に農家負担の軽減を働きかけていく。

高野光二委員

農4ページ、土地改良区体制強化事業（組織運営基盤強化事業）について、指導員が土地改良区を巡回し指導することだが、具体的な指導内容を聞く。

農村計画課長

土地改良区体制強化事業（組織運営基盤強化事業）について、福島県土地改良事業団体連合会が土地改良区を技術的に支援するために、会計指導員が巡回指導を行うとともに、会計専門員による相談窓口も設置する。さらに、複式簿記の導入を支援する経費として、今回、国の定額補助が拡充されたため、それらの実施により土地改良区を支援していく。

高野光二委員

土地改良区の組織の再編ではなく、事務処理のソフトの指導との解釈でよいか。

農村計画課長

運営基盤の強化として、決算書類等の作成に係る指導である。

高野光二委員

農17ページ、復興基盤総合整備事業の負担市町村は、主に被災市町村と解釈するが、私の地元である南相馬市が大変突出した金額になっている。

また、農18ページの農地中間管理機構関連農地整備事業も同様に基盤整備事業だと思うが、負担市町村は会津地域である。

両者の異なる点について、中間管理機構が発注するのか、県が発注するのかなどを説明願う。

農村計画課長

農17ページ、復興基盤総合整備事業については、被災12市町村を対象とした福島再生加速化交付金を活用し、圃場整備を実施する県営事業である。

また、農18ページ、農地中間管理機構関連農地整備事業は、農地中間管理事業と一体となり圃場整備を実施する県営事業である。

両者は事業制度や国の補助金が異なる。

高野光二委員

被災12市町村はほぼ福島再生加速化交付金で、土地改良区の事務費のみ一部を負担し基盤整備をするが、事業費は全額負担してもらえる。農地中間管理機構関連農地整備事業も、福島再生加速化交付金と同様に受益者の負担金はほぼないのか。

農村計画課長

農地中間管理機構関連農地整備事業は、農地中間管理機構と農地中間管理権を15年以上設定することや、高収益作物の導入などの事業要件をクリアすることにより、農家負担分を国が負担する事業である。一方、福島再生加速化交付金と異なる点は、復興基盤総合整備事業は復興特別交付税措置により県や市町村の負担はないが、農地中間管理機構関連農地整備事業は応分の負担がある点で異なる。

高野光二委員

凍霜害について、本来、被害を受けた生産者は収入保険制度で補われることが原則だと思うが、販売の方法によっては収入保険制度に該当しない生産農家がいる。個々の現状に合った支払い方法を求める現場の声があったため、今後、事業を所管する農林水産省や保険団体への周知を求めることも必要だと思うが、見解を聞く。

農業経済課長

現状の収入保険制度は、生産者が被った損害の程度に応じて補填されるため、他の生産者から品物を預かり販売するようなら生産していない農家は収入保険の対象者に該当しないと理解している。そのような販売形態がどの程度あるのか等を含めて確認した上で、保険の趣旨に合うのかを農林水産省等に相談したい。

高野光二委員

今年の場合は、サクランボと比較して桃や梨などは生産減が見込まれ、農家にとってかなりの減収となる。

オンラインで事前に予約した購入者には被害のない農園から仕入れて発送しなければならないが、収入保険制度には該当しない。県の管轄ではないと思うが、このような声があることを国に要望願う。

一般質問において、橋本議員が双葉地方のため池の除染について質問し、最終的に7割のため池が除染されたとの答弁があった。除染したため池が大雨などにより再び高線量となった場合、再度除染すると聞いているが、その状況を聞く。

農地管理課長

台風第19号後、定点観測している約100か所中測定できた約80か所のうち、12か所のため池の放射性物質濃度が上昇した。そのうち6か所は未施工であったが、既に終了した6か所のうち4か所は発注済みまたは再対策済みである。

高野光二委員

既に除染が終了した7割のため池のうち、何か所程度を再除染したのか。

農地管理課長

3月末時点で、4か所において発注済みまたは再対策済みである。

高野光二委員

全てしっかり調査を行えば4か所以上になると思うが、その意味での調査状況を聞く。

農地管理課長

以前は、再調査及び再対策は認められていなかったが、現在は実施できるとの方針が国より示されたため、6月15日に関係市町村へその旨を改めて周知した。関係市町村には、現在の底質の放射性物質濃度状況等を踏まえて再調査等を判断してもらっており、現在、南相馬市などにおいて、復興庁に再調査実施のための交付金を申請している。

高野光二委員

国の制度で、線量が上がった箇所は再除染できるようになったため、しっかりした調査を希望する。

また、福島自治新聞の記事に、南相馬市の山居沢というため池において、発注金額が見積りの倍かかったとの記載があったが、同様の事例はほかでも見られるのか。そのような箇所はどのように調査しているのか。

農地管理課長

発注内容については、通常県では把握していない。なお、新聞記事は私も読んだが、全て事実かは判断できない。

高野光二委員

予算を預かったりそれを市町村に交付する中で、しっかりと調査すべきと思う。山居沢において、当初の設計では3億5,500万円で発注したが、最終的には5億7,100万円と倍近い事業費がかかったようである。これが事実であれば、やはり全体的に調査すべきと思うが、どうか。

農地管理課長

ため池放射性物質対策の予算は、県を経由せず市町村が国に直接要求し、国から市町村に直接予算が下る。また、ため池数はその1か所ではなく30か所を1件として発注していると聞いている。

なお、山居沢ため池は、当初設計分の対策を実施したが、その下も放射性物質濃度が高かったことから、面積的にはほとんど変わらないが、さらにその下の土砂も取り除く必要があったためそのような金額になったと聞いている。

高野光二委員

発注及び予算の形態に関し、県は直接関わらないとのことだが、ため池に関することも含めてしっかりと調査すべきと思う。

高野光二委員

農地に設置する営農型太陽光発電について聞く。

4月から、国でも荒廃農地などの営農型太陽光発電が大きく緩和され、太陽光発電設備を積極的に設置できる状況になり、大きく進歩したと思う。今後営農予定のない私の地元の農業者の中には、太陽光の事業者に農地を貸すことを希望する者もいる。

一方で、本格的に農業を行いたい者にとっては、今後の営農において、太陽光発電設備を設置されると非常に困るといえる者もいる。また、農業に関係しない地元住民からは、農地や道路付近に太陽光発電設備があることは景観上よいとは思わないなどの意見もある。そのような声を受けて、市で条例を策定したため、以前のように業者が簡単に設置できる状況ではなくなった。県は、農地であっても一定の要件を満たせば太陽光を設置できるとの考えであると理解するが、自治体が条例を策定し規制をかける際の基軸となる考え方を示すべきではないか。

農業担い手課長

農業者が営農型発電を希望すれば、県としては農地法を所管しているところで一時転用許可を行うため、そのような観点から適切に判断し、取組を認めている。具体的には、周囲の営農者に対する影響、自然災害の可能性があるかどうか、撤去費用が計画に盛り込まれているかなど様々な観点から審査を行っている。

高野光二委員

太陽光発電設備の設置を認めている地域もある一方で、例えば飯館村は、景観的な面で道路から見える位置への設置は認めていない。太陽光発電設備の設置要件を施策の中で検討し盛り込むべきと思うが、どうか。

農林水産部次長（農業支援担当）

現段階では、県において条例やガイドラインを示すことは検討していない。

条例により、抑制的に対応している市町村や、農地法の規定の運用に合わせてガイドラインを作成している市町村においては、主に環境や災害への配慮を強く打ち出していると承知している。

許可に当たっては、周辺地域との調和が非常に重要と考えているため、市町村の条例やガイドライン等々を尊重しつつ、農業委員会と緊密に連携を図りながら適切に対応していく。

高野光二委員

太陽光発電に関する条例を制定している自治体は非常に少ない。また、太陽光発電設備の設置の希望が多数ある中で、自治体としてある程度規制する際には県としてしっかり指導願う。

今回、土地改良区の事業で、会計ソフトの指導にかかる予算が計上されたとのことだが、私の地元の南相馬市においては3か所の土地改良区があり、突出した規模の事業予算となっている。特に浪江町の請戸川土地改良区においては避難状況などの要因で職員の補充が難しく、非常にマンパワーが不足している。県が発注しても窓口は土地改良区になるため、県として、このような状況下での指導や土地改良区の相互連携、有効活用に関する支援などについてどう考えているか。

農村計画課長

請戸川土地改良区を例にすると、職員不足から、基幹的農業水利施設の維持管理がままならない状況にある。そのため、営農再開支援水利施設等保全事業において、国から定額補助を受け、業務の外注等による支援をしている。また、複数の土地改良区に共通する事務の共同化については、土地改良事業団体連合会と連携し対応していく。

高野光二委員

担い手の確保は、特に水田を中心とする私の地元では必須の条件である。限られた予算の中で近代的な農業を支援するには、やはり基盤整備が必須の条件だと痛感しているため、ぜひともしっかりした事業展開ができるよう支援願う。

渡邊哲也委員

台風第19号やモモせん孔細菌病、凍霜害など自然災害によって県内の多くの農家が苦境に立たされている。予算を拡充した上で、高温障害も含め近年の気候変動や温暖化に向けた備えや研究などに本腰を入れて取り組むべきと思うが、現状

の取組と今後の見通しを聞く。

農業振興課長

最近の気象変動等については高温の影響が大きいと、水稲や果樹等の品質を劣化させない品種の開発に取り組んでいるところである。そのほか、JAグループとの連携などにより、本県で栽培する野菜等のうち品質劣化の少ない品種などの特定も進めており、高温に強い品種を現地で普及させようと取り組んでいる。また、現在栽培されている野菜や花などについても、高温による影響を軽減する栽培技術の確立、現地での実証なども含めて取組を進めている。

渡邊哲也委員

将来的に本県も気候変動についてさらなる取組を進めると思うが、現状において、自然災害から農家を守る手段の中では収入保険が最も注目されていると思う。収入保険に加入しているおかげで、凍霜害を心配せずに来年の作付を迎えられるなどの話を農家から聞いた。

今回の凍霜害を受けて、収入保険加入の際の保険料の補助に独自に取り組む自治体も現れた。昨年のコロナ対策で、保険料の3分の1を県が補助したところ、加入者数が1.8倍ほど増加したとの実績があり、自治体の補助により加入者数が増加する現状があると分かった。我が党の遊佐議員の一般質問でも触れていたが、加入者増加に向けた保険料の補助などの取組は可能か。

農業経済課長

収入保険の実績については、昨年認められた保険料の補助を最大限活用し、国の目標の9割程度まで達成したところである。しかし、今年も凍霜害や先般のひょう被害など、様々な災害が起きていることを踏まえ、今後とも収入保険の加入促進については立ち止まらずに進めていかなければならないと思っている。

先ほど委員から提案のあった保険料補助なども1つの方策と考えており、これも含めて全ての方策について可能性を求めて検討しているところである。

今年度は、これまでの取組に加え、保険料の負担が重いという農家の声に応えるため、様々なプランを農家に提案していく。具体的には、軽い被害に対しては補償を必要とせず、甚大な被害に遭った場合に補償を必要とする農家に対しては、加入の障害となっている積立方式に加入せず、払込み部分だけにし、一般的に30万円程度必要となる初年度の負担金を10万円弱で済ませるとの提案などである。

また、洪水などのハザードマップを活用し、リスクの見える化を訴えながら加入を促す方策も講じる。保険料の補助も非常に有効な方策だと思うが、あらゆる可能性を検討していきたい。

渡邊哲也委員

高野委員の一般質問にもあったが、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの影響により、各生産地は大変な混乱の日々を送った。幸い本県は被害に遭わなかったが、今後の参考になると思うため、実際に被害に遭った都道府県の状況や対応方法などをどのように確認して今後の取組に生かしていくのか聞く。

畜産課長

特定家畜伝染病の被害への対応だが、農林水産省を通じて発生した県から本県にも支援要請があり、家畜保健衛生所の職員が現場に行き、処分方法や農場の衛生体制、埋却地等を確認している。今後とも現地で情報を収集し、有事の際には対応できるよう準備していきたい。

渡邊哲也委員

今朝の日本農業新聞で、北海道大学大学院の教授が、今年の秋に向けて各農場に出向いた総点検が1つの鍵を握るのではないかと述べた記事があったが、県として、同時期までに改めて農場に対する総点検などの指導は考えているのか。

畜産課長

各養鶏場に対する指導について、県としては対策本部を常時立ち上げており、秋口に入る頃には各地方にも対策本部を立ち上げてもらうことになっている。冬に備えて、家畜保健衛生所及び農林事務所が一体となり、各農場の防鳥ネットの

張り具合や修繕方法などの指導を行う予定である。

渡邊哲也委員

コロナ禍の影響で外国産の木材が不足しており、建築業界や建設業界に大きな影響を及ぼしている。このような状況を受けて、国産木材のニーズや注目が集まっているが、国産木材に早急に切り替えることは難しいと新聞記事や報道にもあった。そこで、今後、県産材の生産や販売に大きな活路を見出していくことについて、現状の認識も含めて聞く。

林業振興課長

ウッドショックと言われているが、現在、外国産木材の国内輸入が滞っており、県内においても影響が出ている。5月末の木材の価格は、柱用の杉材素材が3月から1.4倍、前年同月比で1.5倍に増加した。また、杉柱材、乾燥材の製材は3月から1.3倍、前年同月比で1.3倍に増加した。しかし、福島県木材協同組合連合会等の話によると、製材をすぐに供給することは現実的には難しいとのことだった。このような状況の中で、6月15日に素材生産業者や工務店等を対象に会議を開催したところであり、今後も情報を共有し、共通認識を持って対応できるよう進めていきたい。

宗方保委員

ウッドショックにより外国産木材の輸入が厳しい状況にあるが、逆にチャンスだと思う。アメリカ産木材であるベイマツ、フィリピン産のラワン材などの外国産木材が効率よく幅広い用途で使用できると認識されたことにより、外国産の木材が輸入され、国内産の材木は次第に下火になった。国産材は主に柱に使用されるが、現在は以前のように床の間がある住宅が少なく、特に若者は外国産木材や国産木材の相違点が分からない。また、住宅の工法や需要構造も変化している。ピンチはチャンスであり、県産材を使用してもらうことが大事だと考えるが、供給体制はどのようになっているか。

林業振興課長

現在、木材の搬出が少ない状況であるが、製材業界や関係業界と連携しながら、県産材の安定供給に取り組んでいく。

宗方保委員

本県で来春から長期研修を開始し、新規参入を図るとのことである。よい取組だと思うが、林業は低収入との現状がある。また、外国産木材が使用されるようになり、地元の農山村にあった製材所はほとんど倒産し、残っているところはわずかである。また、カラマツは伸びが早いことから、会津地方などで戦中から戦後にかけて植林し、現在は大径木になっているはずである。これをどのように加工し、住宅など建築用材として使用するのか説明願う。

林業振興課長

カラマツは会津地方に多く、加工技術の進歩により、最近は外壁材などにも活用されている。

宗方保委員

会津地方におけるカラマツの実態や、産地として評価されている中通りの古殿町など、阿武隈山系はそのような民有林を含めた立派な木材があるため、どのように活用するかなど、現場をよく確認する必要があると思う。また、運搬経費に加え、労働者の給料面を含めて実態を理解し、県政の一端の流れをつくるべきと思うため、次長に意見を求める。

農林水産部次長（森林林業担当）

本県の森林資源は非常に充実しており、現状のウッドショックをピンチではなくチャンスとして捉えるべき面もあると思っている。木材の価格が非常に安いので、先ほど林業振興課長から説明があったとおり、木材自体が高く取引されることになると、山元の森林所有者にも戻り、労働者の賃金にも影響するため、チャンスだと思う。

また、ウッドショックがどの程度続くかが設備投資の有無に影響するため、アンテナを高くして川上から川下まで情報を捉え、業界等の情報共有も図りながら、この状況をまさにチャンスとして結びつけていけるように取り組んでいく。

宗方保委員

最近、住宅の中に占める木材の割合が低下した。良材をなるべく多く出すことが大事だが、県の公共施設などについても、県産材で建ててほしいと訴えなければならない。木造こそ住宅の基本であり、公共施設にも様々活用できるため、今後も県産材の振興に力を注ぐよう願う。

今井久敏委員

収入保険について、本県は3,000件の加入を目標にしており、現在は9割程度達成できたと認識しているが、どうか。また、今後はどのように展開していくのか。

なお、保険金はすぐに支払われる流れとなっているのか。

さらに、先ほどの話によると、負担金の積立部分をなくし実施するとのことだったが、県独自の設定なのか。多数の加入者を確保できる制度が非常に大事だと思うが、どうか。

農業経済課長

現在の状況は、国の目標である3,000件に対し5月末時点で2,679件となり、約9割達成したが、この数字に満足せず、凍霜害やひょう害など様々な災害があったことを踏まえ、多様なバリエーションの保険プランの紹介や被害リスクの見える化を進めていく。また、令和2年度の収入保険は、当初1,500件の加入者に対して、支払い実績はその約5割の700件であり、新型コロナウイルス感染症の影響で農業保険や収入保険の恩恵を受けたことから、そのようなことも積極的にPRし、より加入しやすい保険だと訴えていきたい。

次に、県独自の設定については、当初から積立部分に加入しないという制度があり、県のオリジナルではない。ただし、農家によって考え方は異なるため、積立部分に加入しない場合は、軽い被害については補填されないことから、甚大な被害の場合にのみ補填を希望する農家に対して提案することとなる。このような取組を今年度以降積極的に進め、加入を促進していく。

今井久敏委員

保険金はすぐに支払われるのか。

農業経済課長

保険金の支払いについては、確定申告後となるため、大体今頃の時期に支払いが行われる。

なお、当面の資金繰りについては、想定される保険金の8割程度を上限に無利子で借りることができるつなぎ融資制度の活用を推奨している。

大橋沙織委員

凍霜害について、今ある制度の中では収入保険が1番使い勝手がよい制度だと思うが、同時に減収補填も行ってほしいとの要望が多数あった。今回、県が専決処分を行った枝剪定の10a当たり3万6,000円の補助は、使い勝手のよいものと思っている。

桃はネクターであれば格安で取引されてしまうため、農家としては、被害から残った実が本当に売れるのかなどの不安があると思う。しっかり実として流通できるよう売上げを保障し、減収補填に充てるなど流通的な支援も必要だと思う。2月の地震被害の際は、割れずに残った酒瓶を、被害から生き残った酒として販売していた。今回、県内各地で霜やひょう被害があったが、やはり被害から生き残った実をしっかり実として流通し、所得を守る支援が必要と思うが、現時点での考えを聞く。

農産物流通課長

被害に遭った実の販売について、委員からもジュースにすると安くなってしまうとの話があったが、ジュースの加工も1つの選択肢としており、規格外の農産物を取り扱っているNPOや企業などに6次化の補助金を活用して支援していきたいと考えている。また、実のままでの販売はなかなか難しいが、オンラインストアでの売上げ実績があり、今年度、規格外品を自宅用というコーナーに集約し、少し高値に設定してもらった上で、県が割引クーポンをつけるなど、工夫し取り組んでいる。

大橋沙織委員

難しい面もあると思うが、キャンペーンやスーパーと共同するなど、インターネット以外の直接販売も検討願う。

ひょう害について、肥料の補填など補助の様々な対象事業を行うには発動要件があったと思うが、今後発動される見込

みを聞く。

農業振興課長

今回、6月14～16日にかけて県南地方を中心に被害が発生した。現在、被害の状況を取りまとめており、来週中には被害額を示せるように農林事務所や市町村、農協等が連携し調査を進めている。先日、被害面積を158haと報告したが、現在の金額からすると、県の発動基準を上回る見込みである。実際に金額が確定次第、市町村の要望なども踏まえ、対策の事業について検討していきたい。

大橋沙織委員

災害が続く中でも頑張っている農家に対し、積極的な支援を願う。

大雨などの災害が今年も危惧されているが、2年前の台風被害で、県民の災害への意識も変化していると思う。田んぼダムを行うためには農家の協力が不可欠であり、今年度から多面的機能支払いで田んぼダムを行うところには10a当たり400円の加算があるが、その申請件数を聞く。さらに、田んぼダムを実施している市町村について、去年の9月時点では本宮市、須賀川市及び田村市の3市で、伊達市及び郡山市は検討中と聞いたが、現時点での状況を聞く。

農村振興課長

田んぼダムの多面的機能支払の申請件数については、まだ出てきていないため取りまとめは行っていないが、事前情報では喜多方市のみと思われる。取組状況についても、現時点において具体的に取り組むとの情報は無い。田んぼダムに関しては、地形条件や規模などによりどの程度のメリットがあるか定かではなため、デメリットも検討した上で、推進方法を考えていきたい。

大橋沙織委員

今後の異常気象に備えて様々な方法で災害対策を行う必要があると思うため、引き続き検討願う。

林業アカデミーふくしまについて、授業料を11万8,800円とした根拠は何か。

林業振興課長

既に行っている20県や農業短期大学は11万8,800円であるため、同額を設定した。

大橋沙織委員

他県との差別化も積極的に考えていく必要があるとあり、授業料は他県や農業短期大学と同額とのことだが、低額にすることも必要だと思う。また、県外からの入学者も受け入れると聞いたが、県内でも郡山市まで通学するには不便な人もいると思うため、寮やアパートなどを準備する必要があると思うが、どうか。

林業振興課長

宿泊施設は建設しないが、郡山市には日本大学等の大学があるため、アパート代や下宿費用などが安価であると聞いている。

大橋沙織委員

岐阜県では、県外から県内に移住して林業に就業する人に対し、県と市町村が最大100万円を負担している。また、鳥取県の智頭町では、町所有の山を無償提供したり、山の所有者と新規就農者や林業者をマッチングしたり、子育て世代の移住者向けにシェアハウスを用意するなど様々な施策に取り組んでいる。そのような中で、県外から様々な人に来てもらい、県内の林業者を育て、次世代につながるよう林業アカデミーふくしまを押し出していくことが必要と思うが、どうか。

林業振興課長

国の緑の青年就業準備給付金という制度で、年間で最大140万円程度もらえる。様々な要件があるが、林業アカデミーふくしまではそれを満たすカリキュラムを設定しているため、活用してほしいと考えている。

大橋沙織委員

今後も積極的に様々な制度を使用しながら、県として支援策を拡充させるよう願う。

生産者支援について、アメリカでは価格補償を行い、郡山市では小中学生に1人当たり2kgの米を配布した。消費者及

び生活困窮者、米が余って困っている農家を支援するため、県内各地で様々な施策を行っているが、県や行政の役割はそのような間を取り持つことだと思う。原発事故以降、県内では7割ほどが外食用の米に変化した現状を考えれば、農家を守る観点から、県が米を買い上げて配布するなどの農家支援が必要と思うが、どうか。

農林水産部技監

県が施策を進める場合、目的をはっきりさせる必要がある。米価の安定を目的とするならば、国の交付金を活用した飼料用米への転換の推進は、県負担もなく、農家も収入を確保できる。また、主食用米を市場から隔離し、結果的に米価の安定につながる備蓄米の活用も有効であり、枠の拡大を国へ要望している。

県が米を買い上げて米価安定を図ることについては、新聞でも報道されたとおり900haほど目標に到達していないことから、それらを全て買い上げなければならず、10億円以上必要となる。そのため、国の施策を活用し、農家が生産活動しながらしっかり所得を得られる仕組みをつくっていくべきだと考えている。

今後も、例えば農協等が米を学生に配ったり、フードバンクなどの取組もぜひ行ってほしいと思うが、県としては農業を産業として進める中で農家を支援していきたい。

大橋沙織委員

そもそも政策の考え方が異なるため平行線だと思うが、日本の食料自給率が36%の中で、飼料用米を増やして本当によいのかと思う。今、農家は本当に苦しい中で頑張っているため、県の政策展開は本当に必要だと思う。真剣に考えるようお願い。

大場秀樹委員

本県産を含む農林水産物の海外における輸入規制について、部長説明要旨に「規制を設けている国と地域は震災直後の54から14へ減少しました。」とあるが、14か国の国名及び対象となる食品を表で提出願う。

先崎温容委員長

今ほど大場委員から資料要求があったが、委員会において提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

いつまでに提出可能か。

農産物流通課長

終了次第即日準備する。

大場秀樹委員

コロナ禍においては本県産食品の安心・安全をPRする機会を設けることも難しいと思うが、SNSの発信や在日大使館への働きかけなど、撤廃に向けてどのような動きがあるか。

農産物流通課長

輸入規制に関する取組は、基本的に政府間交渉となるため国が行うが、県でも側面的に国をバックアップしたいと考えている。

昨年度、日本の輸出品を非常に多く扱っている香港の「ドンドンドンキ」という量販店においてフェアを行ったところ、「天のつぶ」が非常に売れたため、今年度も取り組んでいきたい。また、本会議でも答弁したが、アメリカは輸入規制を継続しているため、今年度の新たな取組として、畜産物や加工品など限られた中でも輸出できるものは輸出し、実際に職員は現地に行くことができないが、現地の企業に委託して量販店や飲食店でPRしていきたい。

さらに、SNSの活用が重要であることから、昨年度は一般の国民向けに、アニメと関係者のインタビューを合わせた動画を発信したところであり、今年度は、国を後押しするため、政府の高官に向けた動画を作成したいと考えている。東京オリンピック・パラリンピックで大使が訪問するため、その機会に視てもらおうと考えている。

また、モニタリングやGAPの取組、輸入量が伸びていることなど前向きな情報を農林水産省や外務省のホームページ

にも掲載し、PRしていきたい。

大場秀樹委員

本県のすばらしい農林水産物の魅力発信をよろしく願う。フランスやベラルーシの大使が本県を訪れたとの報道を見たが、ぜひそのような機会にPR願う。

山内長委員

現在、県は収入保険の加入を推進している。もともと米であれば補填対策を行っており、収入保険と併用されているかと思うが、補填は行われなかったのか。

また、様々な品目ごとに国や県が価格補償を行っていると、県としては、収入保険と統一することなどについて、どのような方向性で考えているのか。

農業経済課長

収入保険と価格安定保証制度については、国でも弾力的に併用を認めるとのことで、今年度については併用加入している。価格補償の制度については、担当課から答弁する。

水田畑作課長

米畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策は、農業者と国が1対3の割合で負担し、収入減の9割まで補填する内容であり、県は負担していない。

園芸課長

園芸品目の補償制度として、国の制度及び県単事業の制度がある。国の制度は、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業がある。両事業は、国民にとって野菜は体を維持するために不可欠な品目であり、産地で安定的に供給するために必要な経営安定対策であることから、価格が下落した際に補償する内容である。指定野菜価格安定対策事業は、国が6割、県が2割、生産者が2割、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、国が3分の1、県が3分の1、生産者が3分の1の補填を行う。前者の事業は、消費量の多い重要野菜で、後者はサヤインゲンやアスパラガスなどの分類に分かれている。また、県単事業は、野菜に限らず果物や花を含めた補償制度で、県が4分の1、市町村が4分の1、生産者が4分の2を拠出し進めている。農家経営を守るという点では収入保険と同様であるが、制度の成り立ちが異なる。国の制度は、収入保険に加入した同一年に野菜指定産地も併せて加入できる。これらの取扱いについては、今後、国で検討される。

山内長委員

収入保険及びナラシ対策については、どちらかを選択することになっているが、そのほかの品目別の様々な価格補償は、今の話によると両方併用してもよいとのことだった。その場合、収入保険で価格補償の補填を受けると重複する可能性が生じると思うが、それはよいのか。

園芸課長

現行では、あくまでも単年度限りである。

山内長委員

収入保険等の取扱いについては、ある程度国や県で統一していくことになると思うため、見守りたい。

本県は第一次産業に適した地域だと思うが、もうからないために、第一次産業の従事者が減少し衰退している。一方では、木材の価格上昇などもあり、今までグローバル化により沈んできた第一次産業が、現在、新しい時代へと転換している。

本県は、果樹や米、水産物などが多様にあるため、どのように資源を生かして産業化していくかが求められていると思う。

いかに所得を得られるような実績をつくっていくかが大事であり、様々な産業において、もうけるための具体策を考えるべきと思うが、どうか。

農林企画課長

農業、林業、水産業においては担い手の確保が厳しく、もうけることをいかに実現していくかが大切であり、若者の世代も職業として選択する産業に育てていかなければならないと考えている。そのためには、様々な施策を組み合わせることが大切である。

今、県の総合計画の見直しをしており、中でも農林水産業の部分については、現段階の案としては、もうかる農林水産業の実現を掲げている。また、総合計画の部門別計画である農林水産業振興計画についても、現在見直しの作業を進めており、今後、この目標年度に向かってもうかる農林水産業の実現を目指し施策を組み立てていきたい。

山内長委員

よろしく願う。

坂本竜太郎副委員長

度重なる有事の真ただ中であり、生産者や流通に関わる人々の生産意欲や「ふくしまプライド。」の維持発展への力添えをよろしく願う。

最後に、農林水産部長として初の常任委員会とのことで、部長にぜひ所信の一端を述べてほしい。

農林水産部長

農林水産業は、担い手の確保、所得の向上、環境への配慮、スマート技術の活用などの課題が山積しているが、特に1番の課題は風評である。課題解決に向け、関係団体と連携しながら取り組んできたが、いまだに根強い風評が残っている。農林水産分野における復興・創生の実現に向けて、今後も長い道のりになると思うが、本県の新スローガンである「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を受け、農林水産部においても実現するということを県民に実感してもらうため、この1年及び中期的に実現することを部内で取りまとめ、先月、県のホームページで公開した。様々な施策にしっかりと取り組みながら前進させていきたい。